

## 広島県告示第 723 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第 4 項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成 19 年 6 月 25 日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	東京都港区港南二丁目 16 番 5 号 三菱重工業株式会社 取締役社長 佃 和夫
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県三原市糸崎南一丁目 1 番 1 号 三菱重工株式会社 紙・印刷機械事業部

### 2 申請の内容

63 ホ 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 1 基の名称を変更する。65 酸又はアルカリによる表面処理施設 1 基を廃止し、2 基を新設し、1 基の名称を変更する。また排出水の水質を実状に合わせて変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1)

種 類		65 酸又はアルカリによる表面処理施設 2基 (65-⑦, ⑧(外製管-酸洗))	
能 力 ( 1 日 当 たり )		部品生産量 60 トン	
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後直ちに	
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		4時間連続使用 (なし)	
項 目		通 常	最 大
使用の方法 排出される汚水 等の汚染状態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	2.8	2
	生物学的酸素要求量	120	600
	化学的酸素要求量	180	2,040
	浮遊物質 量	6	30
	油 分	3	6
	窒素含有量	20	26
	燐含有量	2	6
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )	0.02	0.5
汚 水 等 の 排 出 先		No 1 総合廃水処理設備	

(その2)

	変 更 前	変 更 後
種 類	65 酸又はアルカリによる表面処理施設 (65-② (製紙工-スプレー))	65 酸又はアルカリによる表面処理施設 (65-② (外製管-スプレー))

(その3)

	変 更 前	変 更 後
--	-------	-------

種 類	63 ホ 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 (63 ホー⑦ (製紙工))	63 ホ 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 (63 ホー⑦ (外製管))
-----	--	--

(2) 汚水等の処理の方法

変更無し

(3) 排出水の汚染状態

(その1)

排水口名	項 目		変 更 前		変 更 後	
			通 常	最 大	通 常	最 大
No 2 排水口	亜 鉛	(単位 : mg/l )	0.1	4.8	0.1	2

(その2)

排水口名	項 目		変 更 前		変 更 後	
			通 常	最 大	通 常	最 大
No 11 排水口	亜 鉛	(単位 : mg/l )	0.8	4.8	0.8	2

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成 19 年 6 月 25 日から平成 19 年 7 月 17 日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境部環境対策局環境対策室, 広島県尾三地域事務所厚生環境局環境管理課及び三原市生活環境部環境政策課